

新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場に
おける臨床工学技士の役割とは

これまでの流れ

5/25 1日での出来事

打ち手不足に臨床検査技師と救急救命士を認める方針で検討(報道にて確認)

要望書の提出がなことで、臨床工学技士の打ち手としての検討がなされていないため、
要望書の作成及び提出

6:40~19:00の間にて、要望書の作成及び

田村厚生労働大臣・河野新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣・加藤内閣官房長官への訪問



臨床工学技士のワクチン接種への役割の検討に入る

このように、日臨工理事・連盟の活動が芽を結んだことによって、
臨床工学技士も議論に入ることが出来ている

この努力を活かせるように考えることが私たち、**若手**である

何が出来るようになるのか？

職種としての業務(法律上)

生命維持管理装置 の操作・ 生命維持管理装置 の保守点検
血液浄化における薬剤等によるアナフィラキシーショック等への
初期対応
生命維持管理装置の操作による薬剤の注入と
その際の薬剤の準備



業務上行っていることが、ワクチン接種にて活かせることが出来ると思われている点↓

臨床工学技士については、予診のサポートや経過観察 等、
現行法上も実施可能な業務において専門性を活かして
効果的に貢献できる可能性が高い

臨床工学技士に求められていること

ワクチンの調製・シリンジへの充填作業

ワクチン接種後の経過観察

しかし。。。

貴重なワクチンを無駄にすることは出来ないため、研修が必要

だが、研修などは決まっていない。

どのようなルートを通って、派遣要請が来るのか？

派遣の流れ

各県のワクチン接種担当課(県庁)



各市町村の医師会



各県臨床工学技士会 or 各施設



各個人へ派遣依頼

研修や日当・保険などは。。。。



今後の検討課題。

最後に、、、全ての調整は、自治体と医師会、医療機関の役割であるが

- ・医療系国家資格の一員として、コロナ対応環境下に参画出来ること
- ・このようなチャンスと言える事例が過去には皆無だったこと
- ・厚労省の通達に従い、協力体制にあること

・これを機に、各自治体にアプローチすることで、CEの認知度をUpさせ関係性の構築を諮る
このようなことが期待されるため、今現在の活動をさらに活発化出来るよう皆さんとともに
進みましょう。